

遣新羅使歌の百濟系の歌主と八幡神（上）

— 豊前の浜の漂流船 —

高 橋 庄 次

〈目次〉

- 1 秦氏をめぐる歌主の問題
- 2 分間浦の古代地理
- 3 分間浦の人文地理学的風景
- 4 八幡神の放生会と行幸会（以下次号）
- 5 倉無浜の娘と栗島
- 6 正史への八幡神の登場

1 秦氏をめぐる歌主の問題

卷十五の遣新羅使人等歌一四五首（以下略して使人等歌という）はそのほとんどが無記名歌で、古歌と娘子歌を除くと記名歌は二七首にすぎない。だが、それがかえって記名歌を目立たせることにもなっている。この記名歌の歌主は、大使・副使・大判官・少判官の官名を記した者と氏名

を記した者とに分けることができる。今ここから官名の四人（「大使之第二男」を含めると五人）を除くと、あとは氏名を記した者だけとなり、秦間満・秦田麻呂・大石養麻呂・田辺秋庭・土師稻足・雪宅麻呂（雪連宅満）・葛井連子老・羽粟・六鯖の九人がそのすべてである。拙著ではこれを、氏名の判明した者としてではなく、氏名を特定された者として捉え、氏名が特定されるにはそれなりの理由があったはずだとの見地から、若干の愚見を述べた。^① 使人等歌の九人の氏名を見ると、特に秦氏が二人重複しているのが目立つ。

秦氏は『新撰姓氏録』（山城国諸蕃）に「秦忌寸。大秦公宿祢同祖。秦始皇帝之後也。功智王・弓月王、誉田天皇神十四年来朝、上レ表、更帰レ国、率二百廿七梟伯姓一帰化（中略）大鷦鷯天皇神御世、賜レ姓曰二波陀一。今秦字之訓也。」

とあり、また「秦忌寸（中略）弓月王之後也。」ともある。

『古語拾遺』応神朝の条にも「秦公祖弓月、率百廿泉民而帰化矣。」とある。古事記（応神）ではただ簡単に「秦造之祖（中略）参渡来也。」と応神朝の渡来を記す。要するに秦氏は、応神朝に百二十泉の民を率いて帰化した氏族で、弓月王を始祖とし太秦公とも同族だというのである。

正史では『応神紀』十四年の条に、「是歳、弓月君自百济来帰。因以秦之曰。臣領己国之人夫百廿泉而帰化。然因新羅人之拒、皆留加羅国。爰遣葛城襲津彦、而召弓月之入夫於加羅。然経三年、而襲津彦不来焉。」とあり、この記事につづく同十六年八月の条には、「遣平群木菟宿祢、的戸田宿祢於加羅。仍授精兵。詔之曰。襲津彦久之不還。必由新羅之拒而滞之。汝等急往之擊新羅、披其道路。於是、木菟宿祢等進精兵、莅于新羅之境。新羅王愕之服其罪。乃率弓月之入夫、与襲津彦共来焉。」とある。つまり、秦氏の祖の弓月君が百二十泉の民を率いて百济から日本に帰化しようとしたが新羅の妨害で渡来できないと奏したので、応神天皇は葛城襲津彦を派遣する、だが三年たっても帰って来ないので、応神天皇は精兵を派遣して新羅と対峙する。新羅王は恐れをなしてその罪に服し、弓月君の民を還したという。ここには新羅への反感がにじみ出ているのがわかう。しかもこの記事の中間に

は、百济から阿直岐と王仁が来朝して皇太子（菟道稚郎子）の教師を務めるといふ百济との親密な関係をにじませた話を挿入している。

秦氏の祖が百济から多くの民を率いて集団で渡来し新羅の妨害を克服して帰化したという、この反新羅感情と親百济感情とを濃くにじませた書き様には十分注目しなければならぬ。だが、この『応神紀』の説を疑う史家は多い。

平野邦雄もこの秦氏の百济集団渡来説を疑い、「書紀編纂當時における新羅との政治情勢の悪化によるのではないかと推測している。日本の新羅討伐軍が唐の水軍と白村江で戦って大敗し、百济が滅亡したのが天智天皇二年、それから反新羅・親百济感情が根付いていき、日本書紀が撰上されたのが養老四年だからである。

このように反新羅感情と親百济感情とがセットになって語られるのは『応神紀』だけでなく、それに先行する『神功皇后紀』もそうである。そこにはまるで、反新羅＝親百济、という等式が成り立っているようにさえ見える。先ず『神功皇后紀』の撰政前紀に見える新羅討伐の記事は反新羅の最たるものだろう。そして例えば撰政紀四十七年四月の条の、百济の貢物を新羅が途中で奪って日本に貢進するという記事には、新羅への不信と百济の信義を際立たせているし、同五十一年三月の条では神功皇后の「交親百济国」

という語となり、百済王父子の「終無貳心」という啓白になる。これは『古語拾遺』神功皇后朝の条に、「征^二伏新羅^一、三韓始朝。百済国王、懇致^二其誠^一、終無^二欺忒^一」^①とある記事に対応している。

こうした反新羅・親百済感情が『神功皇后紀』と『応神紀』に際立って鮮明に見られることは、後述する応神八幡神とおそらく無縁ではないだろう。ここでは先ず、秦氏の祖が新羅の妨害を乗り越えて百済から集団渡来したという『応神紀』の説に注目しておく。使人等歌は日本書紀と同じ発想で制作されたと考えられるからである。それにしても反新羅・親百済感情が秦氏の渡来伝承という型をとって正史上にあらわに表現されていることは、秦氏研究の上からもゆるがせにできない問題であろう。百済の信義と秦氏の信義が、ほとんど一枚に重なってしまっているからである。

とすると『天智紀』の即位前紀九月の条に、秦造^{たぐつ}田来津が百済救援に遣され、軍五千を率いて百済の王子豊璋を守り送らせたとある記事が注目されよう。同紀二年八月の条では、この秦田来津が白村江で戦死する模様が次のように記されている。「田来津、仰^レ天而誓、切^レ齒而嘖、殺^二数十人^一。於焉戦死」。田来津が天を仰ぎ齒を喰いしばって怒り狂い、数十人の敵を殺して戦死するというこの悲劇的な奮

戦ぶりは、まさに秦の田来津のみを特記したものと言ってよい。それは百済に対する秦氏の信義を感じさせるような書き様である。白村江の戦においてこのような際立った型で正史に名を残しているのは、秦氏のこの田来津だけだったのである。このことから、反新羅・親百済の国家感情に、秦氏がいかに深く関わっていたかがわかる。

さて、使人等歌の歌主で秦氏の次に登場するのが大石菟麻呂である。『姓氏録』に、「大石。高丘宿祢同祖。広陵高穆之後也。」（左京諸蕃下）とあるが、大石氏と同じ祖の高丘宿祢については、「高丘宿祢。出自^二百済国^一公族、大夫高侯之後、広陵高穆也。」（河内国諸蕃）とあるから百済系であろう。また「大石椅立。出自^二百済国^一人、庭姓蚊尔也。」（右京諸蕃下）、「大石林。林連同祖。百済国^一人、木貴之後也。」（同）ともあるから、百済系の氏族であることは間違いない。

次の田辺秋庭の「田辺氏」は、『姓氏録』の左京皇別下や右京皇別上に「田辺史」の氏姓で見えるが、それとは別にもう一つ右京諸蕃上にも、「田辺史。出自^二漢王之後、知惣也。」^②があつて、佐伯有清はこの条に田辺秋庭を例示している。佐伯は同条の漢王について「韓王の意であつて、百済王のことか」という。また知惣については『統紀』延暦九年七月十七日の条に、「百済国^一貴須王（中略）其^一孫辰孫

王一名智宗王」とあり、『姓氏録』(河内国諸蕃)の「岡原連」の条には「出自百濟国辰斯王子知宗也。」とあるのをあげて、百濟の貴須王の孫の智宗王と百濟の辰斯王の子の知宗、及び漢王(韓王)の後の知惣はみな同一人と推定している。⁽⁴⁾とすれば、田辺秋庭は百濟系の氏族であつたことになる。

葛井連子老は『姓氏録』に、「葛井宿祢。菅野朝臣同祖」(右京諸蕃下)とあり、その「菅野朝臣」の条には「出自百濟国都慕王十世孫、貴須王也」(同)とあるから、宿祢姓の前の葛井連もやはり百濟系である。『統紀』養老四年五月十日の条に、「改白猪史氏、賜葛井連姓」とあり、葛井連の前の白猪史の氏姓について『姓氏録』(未定雑姓・河内国)の「大友史」の条に、「百濟国人、白猪奈世之後也。」とあるから葛井氏が百濟系の氏族であることは明白である。

六鯖は六人部鯖麻呂のこととするのがほぼ定説化している。『姓氏録』に「六人部連。百濟公同祖。酒王之後也。」(和泉国諸蕃)とあり、さらにその「百濟公。出自百濟国酒王也。」(同)とあるから、これも百濟系氏族である。この六鯖の異例の略称は羽栗の略称と共に、それが厄災から身をかむすための呪術であつた可能性についてすでに拙著で指摘した。羽栗の方は羽栗氏のことと思われるものの、

それが誰であるかが判らない。羽栗吉麻呂が唐女に生まれつゝ異とする説もある。

雪宅麻呂は壹岐鳴(由吉能之麻)の挽歌の題詞の方には「雪連宅満」と表記されている。『姓氏録』によると「壹伎直」(右京神別上)と「伊吉連」(左京諸蕃上・右京諸蕃上)とがあつて、後者には「出自長安人劉家楊雍也。」とあるから、雪連氏は唐系の帰化人である。氏族の祖のこの楊雍は長安の人、『続日本後紀』(承和二年九月十三日)の伊吉史豊宗の条にも「唐人楊雍」とある。伊吉連(壹岐連・雪連)は壹岐島に本拠をもつ唐系氏族とみてよい。この雪連宅麻呂挽歌(三六九四)に龜卜のことが歌われているが、龜卜を掌る卜部は壹岐直氏で壹岐連氏ではないという意見が出されていた。しかし、瀧川政次郎は、神祇官に龜卜の事を掌る卜部二十人が置かれていたこと、天平八年遣新羅使の卜部に任じられた雪連宅麻呂はこの神祇官卜部二十人中の一人であつたに相違ないこと、雪(壹岐)連とその姓氏を称する以上は壹岐から出た人に相違ないことなど、『令義解』等の資料から推定した。

『延喜式』(卷三十・大藏省)の「入諸蕃使」の条を見ると、遣唐使と遣渤海使の神祇官には主神と卜部が乗船しているが、遣新羅使には主神が加わっておらず、卜部だけが乗船している。しかも陰陽師も加わっていないところをみ

ると、遣新羅使の渡海は遣唐使や遣渤海使に比べて危険がそれだけ少なかったのであろう。

『松尾社家系図』（内題：歌荒洲田下部伊伎氏本系帳）に伊伎宅磨（雪宅麻呂）の名が見える。その前後の親子関係部分のみ摘出してみると、「古磨——宅磨——益磨」となっている。『統紀』慶雲四年五月十五日の条には唐より帰還した遣唐使として伊吉連古麻呂の名が見え、同天平宝字六年十二月廿一日の条に遣高麗副使として伊吉連益麻呂の名が見える。『松尾社家系図』（伊伎氏本系帳）に従って言えば、遣新羅使の雪宅麻呂の父が遣唐使で、子が遣高麗使であったことになる。

それにしても何故『松尾社家系図』が「伊伎氏本系帳」なのか。松尾神社の社家は壹岐氏だったのだろうか。『本朝月令』所引の『秦氏本系帳』によると、松尾神社は大宝元年に秦忌寸都理が神を松尾に勧請し、秦忌寸知麻留女が始めて御阿礼木を立ててその知麻留女の子の秦忌寸都駕布が養老二年より初代の祝になったというのだから、松尾社の祭祀氏族は壹岐氏ではなく秦氏であったわけである。その撰社の月読神社の祭祀氏族が壹岐氏である。瀧川はこの月読社について、「壹岐氏が月読の神を氏神と仰いだのは、海洋民である壹岐島人は月の満欠によって潮の満干を知ったからであろう」といふ。延喜式神名帳の「葛野郡廿座」の

うち「松尾神社」^{マツノノ}「葛野坐月読神社」^{カドノニマスツキノミヤ}は共に名神大社である。『松尾社家系図』を「伊伎氏本系帳」と称するほど、両社の社家の秦氏と壹岐氏は血族的にも親密な関係にあった。それはこの『系図』に、雪宅麻呂の「母」を「秦大魚ノ女」としていることにも窺うことができる。

このように、雪宅麻呂は主神（かんづかき）もない遣新羅使船に、ただ一人の神祇官（卜部）として乗船していたのである。遣外使船に神祇官が乗船したのは渡海の危険を除き京に無事帰還するためであるから、それがもし出来なかったときは、つまり海が荒れて遭難したり使人が途中病死したりしたときは、神祇官がその災害の責任を負ったのだと思われる。⁽⁷⁾すでに拙著で考察したように、雪宅麻呂の亡魂だけが壹岐島に据え置かれ、大使ら多くの亡魂が島々から帰還するという筋立てがここから生まれる。卜部の雪宅麻呂はその職務上の責任から、多くの犠牲者を出した遣新羅使船で帰還することは出来なかったのである。こうして雪宅麻呂の亡魂だけが壹岐島に留め置かれたまま、帰還船は多くの犠牲者の亡魂（憑代の衣）を乗せてただひた走りに京に向かつて走るという、終曲部「家嶋五首」の招魂歌となり鎮魂歌となる。

さて、残るは土師稲足だが、この使人だけが帰化系ではない。そこで今、使人等歌の歌主を特定した氏名を調べて

【第一図】

歌主	諸蕃氏系		歌番号		構成上の位置	
	秦間	滿	百濟系	三五六	序奏部第二連の冒頭歌	第二部第一連の冒頭歌
大石養麻呂	百濟系	三五六	三五六	第二部第一連の冒頭歌	第四部第二連の冒頭歌	第四部第三連の冒頭歌
田辺秋庭	百濟系	三五六	三五六	第四部第二連の冒頭歌	第四部第三連の冒頭歌	第五部第三連の冒頭歌
羽栗	唐系	三五六	三五六	第五部第三連の冒頭歌	第六部第三連の二首目	第八部の冒頭歌
雪宅麻呂	唐系	三五六	三五六	第六部第三連の二首目	第八部の冒頭歌	第九部第二連の独詠
土師稻足	百濟系	三五六	三五六	第八部の冒頭歌	第九部第二連の独詠	第九部第三連の独詠
秦田麻呂	百濟系	三五六	三五六	第九部第二連の独詠	第九部第三連の独詠	
葛井連子老	百濟系	三五六	三五六	第九部第三連の独詠		
挽六 鯖	百濟系	三五六	三五六			

みると、拙著（五二三頁）の「7-10図」に示したように、その歌主はみな各部各連の冒頭を歌い起こしている（葛井連子老と六鯖は第九部挽歌各連の長反歌三首を独詠しているから、もちろん各連の冒頭の歌主であることは言うまでもない）。だが、土師稻足だけが、冒頭歌の歌主「大使之第二男」の唱和者として二首目にひかえている。歌主としての土師稻足の役割が、他の歌主と異なっていることをそれは示していよう。つまり土師稻足は使人等歌の主役ではなく脇役なのである。なお拙著では、使人等歌は歌群ではなく、くれつきとした構造体であることを論証したが、第一図は以上の歌主の考察を、その拙著の使人等歌構造に従ってまとめてみたものである。

この第一図から判ることは、氏名を特定された歌主はそのほとんどが帰化系氏族で、多くは百濟系であること、特立された壹岐島の挽歌を別枠にすると、道行の最初に登場する歌主は秦氏であり最後に登場するのも秦氏で、まるで秦氏の二人が筑紫に至る道行の首尾を括っているような恰好になっていること、したがって氏名を特定された歌主の中では秦氏がその中心的な地位を占めていること、これらの帰化系氏族（諸蕃氏系）から外れた土師氏だけが作品構成の上で脇役にまわっていること、などである。この土師氏族について、直木孝次郎は「土師氏ほど喪葬に密接な関係をもつ氏族はほかに見られない」「喪葬のことが土師氏にとって、もつとも重要な家職であったと断定して」よいとい⁽⁸⁾う。また前川明久は、「土師氏は葬送や陵墓築造などの伝統的職掌にたずさわっていた時代に、帰化人を通じて大陸の墓・葬制について進歩的知識を撰取し、かつこれを利用していたため」に外交を担当するようになったのだらうとい⁽⁹⁾う。そしてその外交について、「土師氏の担当した外交の相手国が新羅に限られている」ことに注目している⁽⁹⁾。

それでは何故、主役的歌主たちの中にあつて、土師氏だけが脇役的に演出されて登場したのであろうか。『令義解』（職員令）の「諸陵司」の条に、「土部十人。掌^レ贊^{ケル}相^{ケル}ツラ^{ケル}凶礼^ヲ」とあつて、その注に「謂。凶礼者。送^レ終之礼。即

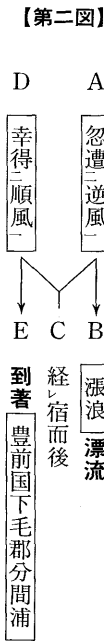
土師宿祢」云々とある。土師稲足はこの土部十人中の一人だったのではないか。土師稲足は新羅外交を背景に、凶礼（葬送）を賛け相くことを掌る土部の一人としてここに登場していた可能性がある。そこには何かしら、死没使人らの葬送の悲傷と反新羅の思いとがなймаぜになった演出を感じさせる。

『推古紀』十八年十月九日の条に、「命秦造河勝・土部連菟、為新羅導者。」とある。秦の河勝と土部（土師）の菟の二人が新羅使の導者に命じられているわけだが、この秦河勝は推古十一年に聖徳太子から賜った仏像を本尊にして、秦氏の氏寺であり秦公寺とも称された大秦の広隆寺を創建した人物として知られている。いづれ後述するが、これなども秦氏が朝廷から大きな信頼を受けていた事例の一つと言えよう。秦氏と苕岐氏が松尾・月読神の祭祀氏族として親密な関係にあったように、秦氏と土師氏も新羅外交の上で関わり合うことが多かったのかもしれない。

2 分間浦の古代地理

使人等歌は山陽道の航海途中で逆風に遭遇して漂流し、一気に西海道に入るといふ筋立てになっている。拙著で述べた第四部「周防国」から第五部「豊前国」への漂流である。その歌序（第五部題詞）に、「佐婆海中、忽遭逆風、

漲浪漂流。経宿而後、幸得順風、到著豊前国下毛郡分間浦。於是、追怛艱難、悽惻作歌八首」とある。つまり、周防国の佐婆の海中で逆風をうけて遭難し、一夜を漂流したすえ、やっと順風を得て豊前国下毛郡の分間の浦に到着したというのである。その恐怖の一夜の漂流を「艱難を怛悽惻」と表現している。「怛」にはオドロキ・オソレ・イタミ・カナシビの義があり、「悽惻」には傷・痛・悲の語に通じる義がある。それは恐怖と悲傷をなймаぜにした神へのおのきと言ってよいだろう。そこで今この歌序の文章構造を検証するために、各句に記号を付して、そのABC DEの文脈を図式化してみたのが第二図である。



先ず図のAD句が完全な対句仕立てになっていることがわからう。A句は突発的な遭難を表現し、D句はその難から救われた幸いを表現している。C句はこのA句からD句への時間経過の表示である。こうしたC句の時間を挟んで、AからB句が導かれ、DからE句が導かれている。つまり、Aの遭難がB句に具体化され、Dの救済がE句に具体化されているわけである。必然的にBE句も対句化して、Bの

「漂流」とEの「到着」が明瞭な対応を示す。したがってBの「漲浪」が荒々しい恐怖の波浪の光景を見せるのに対して、Eの「豊前国下毛郡分間浦」は、痛めつけられた船が憩う平和な浦浜の風景を見せることになる。だからそのE句は、遣新羅使たちの魂を救済する風景でなければならぬのである。

それではこの豊前国の下毛(下三毛)郡の「分間浦」とは、どこか、どのような地なのであろうか。上毛郡吉富の古表神社の神主、渡辺重春の著『豊前志』八之卷(下毛郡)の「間々浜」の条に、「間々浜。田尻村の海浜なり。」さらに万葉の「分間浦」の題詞をあげ、「按ふに分は万の字に書体の似たるより書違へし物にて、万間なるべく所思ゆ」として、その地に田尻の砂嘴を当てている。『地名辞書』は「間間崎」の条にこの『豊前志』説を引用した上で、「今津」の条に「古の万間浦なるべし」と今津説を立てている。

柳田国男の『地名の研究』の「真間」の条に、「万葉集の勝鹿の真間の入江、または麻万の浦」について、このママの地名が間々田・大間々・間々内など全国各地に分布していることを指摘している。その中で相模の「墟下」と伊豆の「間之上」は儘と間を土扁にしただけの字で、土堤のことをママという地方のあることとそれが関わっていることを指摘し、ママの地名は堤状の土地を表していたと説く。

そして全国のママの地を列挙した中に「豊前下毛郡和田村大字田尻間崎」もあげている。この柳田説に拠れば田尻の堤状に突き出た砂嘴はまさにママ(堤)の地名にふさわしい。

『豊前志』は万葉歌(7・1三九三)をあげて次のように説く。「豊国之間之浜辺之愛子地真直之有者何如将嘆とあるを、仙覚抄に「間之浜辺之句不審、聞之浜辺欤」といひ、略解にも「聞の誤」と定めしは非なり」と否定して、「真砂など清らに美麗しき事、聞之浜などの及ぶべくも非ず。往昔より世に其の名の聞えて、間々浜辺之砂子地など詠みけむも実に理になむ有りける。聞之浜は愛子と云ふ砂子もあらぬ所なり。」と説いているのが興味深い。間々浜は美しい砂嘴だったのだろう。巻七のこの一三九三歌の「間之浜」は旧訓だが、現在は「聞之浜」の誤字とするのが定説化した。これは巻十二に「豊洲聞浜松」(三二一三〇)、「豊国乃聞之長浜」(三二一九)、「豊国能聞乃高浜」(三二二〇)とあるからなのだが、巻十二のこの三首は諸本みな「聞」の字でその字体にまぎらわしきはなく、巻七の一三九三の方は諸本みな「間」でこれもその字体に一切まぎらわしきはない。したがって「間」を「聞」の誤りと簡単に片付けてしまうことには抵抗がある。「間」の字に不都合がない限り、諸本の字を改変すべきではない。『豊前志』が現場の地理と原文

に即して力説するように、「ままの間之浜」(または「ままの間々浜」)の旧訓が妥当のように思われる。

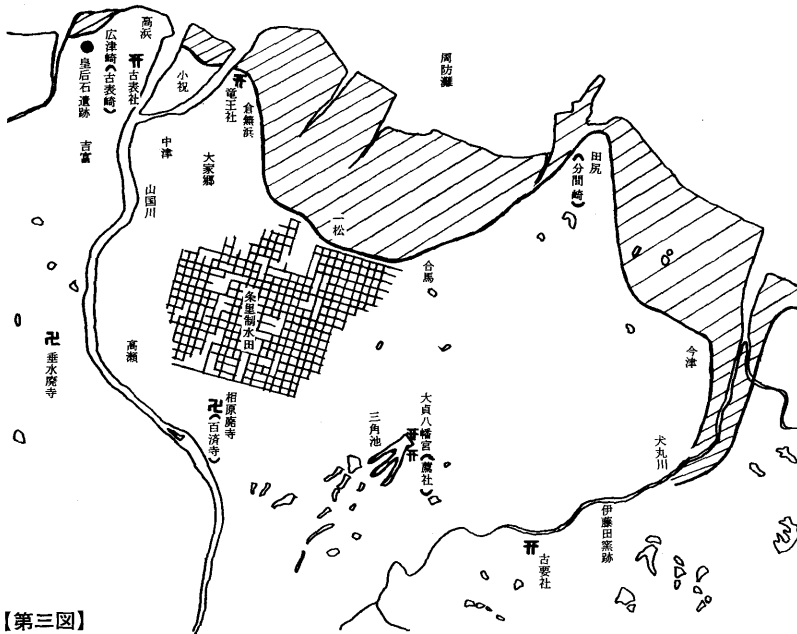
分間浦は万間浦の誤りとする豊前志説が今のところ最も説得力があるが、万葉の地名を現在の適当な地名に当てるときは、慎重であらねばならぬ。万葉の地名はすでに消滅していることが多く、そうでなくても訛つて変化したり、位置が大きく変わっていたり、同じ地名が数箇所に転移したりしているからである。地名は人間の営為と直結した生き物なのである。現在の地名はあくまでも原地名へのアプローチとして重要な手掛かりなのであって、それ以上の決定的な要素ではない。

本居宣長の孫弟子にあたる筑前の祠官伊藤常足の著『太宰管内志』豊前之七(下毛郡)の「分間ノ浦」の条に、「ワマノウラともマ、ノウラとも云なり。古はワマとぞ唱へたりけむ(中略)近比ノ「津城永宝記」に、分間、崎は下毛郡新田村東浜村ノ地より東方ノ海中に指出たる崎を云なりとあり。「森氏云」下毛郡分間崎と吹出ノ高浜と相對へる、其間凡二里許にして入ぬる磯のさま、たとへば箕ノ腰の如くに曲れり。其内に倉無浜などもありて面白き処なり。又云。分間崎・高浜、崎、東西にありて、何方も浜松うるはしく並立る。其間に高瀬川の未流出たり。さて此川尻より大小の舟のいでいる、あるはまのあたりの浦々よりいさりする

舟どものゆきかへるなど、ことさらに面白し。」とある。

この記事からすると、中世・近世くらいまでは東の田尻の砂嘴(分間ノ崎・間々ノ崎)と西の山国川河口付近(吹出ノ高浜・高浜、崎)との間の二里ほどの海岸線は、現在よりももっと内陸に入り込んで「箕の腰の如くに」深く湾入していたことがわかる。『豊前志』の「大江八幡宮」の条でもこのことについて、「往古は今の浜辺より南方二十町許は総べて海なりし由にて、中殿、牛神、宮夫、一松、池永などの村々の田の字に、浜田、塩田、重石口、東風浜など云ふ海に着きたる名甚多く、且地勢を視ても著明し。況や一本松の辺は方今すら浜際なるをや。」と、その頃の海岸線より二十町も南へ湾入していたこと、一ツ松のあたりまで海であったことを推測している。とすると、それは友松孝行の推定による海岸線に近からう。そこで今その海岸線に若干の私案を加えて第三図に実線で書き入れ、余は斜線で消して示してみた。したがって、図の斜線部分を除くと往時の海岸線に近くなる。

それでは分間浦はどこか。地名辞書は今津とし、友松は田尻の砂嘴のやや西寄り、つまり湾入部の東側とし、この説を承けて吉井巖は逆に湾入部の西側、つまり山国川河口の小祝のかげに遣新羅使船は避難したのではないかとい⁽¹²⁾う。しかし第二図で検討したごとく、逆風がおさまって遭



【第三図】

難から救われた船は、幸にも順風を得て、分間浦に到着しているのである。したがって、それは避難した浜ではなく、順風を得て到着した浜が、なぜ分間浦でなければならなかったのか、ということではなければならない。分間浦にはそうした祈りにも似た切実なイメージがあったはずなのである。

そこで今までの豊前志・管内志・地名辞書・友松・吉井の諸説を第三図に当ててみると、諸説はみな山国川と大丸川とに挟まれた地に入っており、それは原始の大河によって造られた下毛郡の豊かな扇状地である。分間浦は多分われわれが考えるような小さな地名ではなく、この扇状地をイメージした浦の名称であったと思われる。それは後述する八幡神に関わる人文地理学的考察からも裏付けることができる。おそらく分間浦は田尻の砂嘴（分間崎・間々崎）を中心に東西に伸びる海岸線、つまり山国川河口から大丸川河口に至る浦浜をこう呼んでいたであろう。そして、分間浦と特に言う場合、その中心を成していたのは分間崎（間々崎）と高浜崎（吹出崎・高浜）との間二里ほどの、箕の腰の如くに深く湾入した部分を指していたと考えられる。

3 分間浦の人文地理学的風景

下毛郡のこの扇状地で最も大きな特徴を成していたのは、第三図に示したように古代の海岸線の湾入部「分間浦」に臨む形に広がっていた条里制水田である。兼子俊一によると、この条里遺構は大分県では最も広範囲にわたるもので、その地割の方向は第三図のごとく南北線が東に約三十度傾いていたという。つまり古代の条里遺構の地割は分間浦の湾入部の方向に向いていたということである。したがって、分間浦のこの湾入部に遣新羅使船が入って行ったとすれば、その船の前には条里制水田とその集落が整然と幾何学的模様を広げていたことになる。この条里制水田を中心にした分間浦の人文地理学的構造を、以下第三図を使って探ってみることにする。それは、遣新羅使船がなぜ分間浦に入って行ったのかという謎の解明にもなるはずである。

分間浦の西端に位置する山国川河口デルタの小祝島は、倉無浜の竜王社（閻無浜神社）と高浜の古表社（八幡古表神社）とに挟まれた恰好になっている。この古表社は西側の皇后石遺跡と共に神功皇后伝承をもつことで結びついている。『豊前志』七之卷（上毛郡）の「皇后石」の条に、「周圀一丈五尺五寸、高さ四尺許あり。古老伝云、上古、神功

皇后、此石の上に踞れ座しき。即、吹出浜に齋き奉りて氣長大神宮と称しき。一説に、皇后夷国を討ち賜ひし時、宇佐郡船木山の木を伐り、船四十八艘を造らせ賜ひき。其の時御船を繋ぎ賜へりとも云ふ。」とある。この神功皇后の言い伝えとその皇后を祀る古表社との関係に注目したい。

この古表社の神領は南の垂水に広がっていて、『豊前志』によるとその初穂として古表社に粃を調進していたという。この垂水には白鳳期の創建と推定されている垂水廃寺があり、さらにその東、条里制水田のちょうど南端に相原廃寺（百濟寺）があった。それは分間浦の湾入部の南正面に位置している。白鳳期創建のこの相原廃寺はその東の大貞八幡宮（薦社）の神宮寺的關係にあつたと思われる。さらにその東に位置する伊藤田の古要社（古要神社）は古表社と姉妹社の關係にあつて、この古表・古要の両社は八幡宮の両翼を形成していた。

条里制水田の東北端に位置する合馬は、『延喜式』（兵部省）の「諸国駅伝馬」の条に見える「下毛駅」のあつた地という。『豊前志』八之卷「下毛駅」の条に「合馬村あり。是れ伝馬を訛れるには非るか」として詳しい地名考証を行っている。『管内志』豊前之七では「もし今の高瀬ノ駅ノ辺にはあらぬにや」とする。豊前志説によれば官道は分間浦沿いに通っていたことになり、管内志説によれば官道は寺

社沿いに通っていたことになる。さらに『続紀』天平十二年九月廿四日の藤原広嗣の乱に関する条に豊前国の「登美・板積・京都」三処「管兵」の記事があるが、この登美の鎮が山国川河口の吉富付近にあったとする長洋一説がある。豊前志説と長説に従えば、分間浦の東寄りに官道の下毛駅があり、西端に登美の鎮が置かれていたことになる。

条里制水田南端の相原廃寺について、小田富士雄はその考古学的調査結果から、「法隆寺式伽藍配置が想定されている。創建古瓦は百済系単弁八葉軒丸瓦と一重弧線文軒平瓦の一組であって、七世紀末までさかのぼる」⁽¹⁵⁾「出土量も多いので両者の組合せは疑う余地がない」という。ところが、第三図に示した伊藤田窯跡から、この相原廃寺と全く同じ単弁八葉軒丸瓦と一重弧線文軒平瓦が出土し、その上さらに鷗尾も発見されるにいたった。つまり、伊藤田窯で焼かれたこの一組の軒先瓦が相原廃寺の創建に使用されていたわけである。

小田はこれについて「相原廃寺と伊藤田窯跡（中略）という需給関係が明らかになってきた。また伊藤田窯跡では新たに鷗尾が出現して、未調査のまま湮滅してしまつた相原廃寺の欠を補うこととなつた。相原廃寺の金堂には、鬼瓦ではなく鷗尾がとりつけられてあつたと考えてよい。（中略）百済扶余地方の寺院跡には鷗尾を使用する事例が多く、

鬼瓦は統一新羅時代に下つて使用されているようである。

相原廃寺は単弁軒丸瓦と弧線文軒平瓦の一組の瓦以外は使用されておらず、これに鷗尾が加わればいよいよ百済の様相は決定的になつてきたといえよう⁽¹⁶⁾と、相原廃寺の百済寺院としての性格を明確に示した。相原廃寺は考古学的呼称だが、「相原廃寺は土地で『百済寺』と称していた。この呼び方はきわめて大切な呼び方である。保存すべきである。」⁽¹⁷⁾という中野幡能の提案もここから生まれるし、言い伝えを無視できない事例の一つとも言えるであろう。故にここでは以下百済寺と呼ぶことにする。

この百済寺が大貞八幡宮つまり薦社の神宮寺的存在であつたとすれば、百済寺と同様に大貞の薦社も百済系集団に支えられた性格を帯びて来ざるを得ない。分間浦に臨んで広がる豊かな条里制水田は、おそらくこの大貞の薦社と百済寺との神仏習合を支えた氏族集団によつて営まれていたはずである。正倉院文書の中に大宝二年の豊前国戸籍帳の断簡がある⁽¹⁸⁾。これは豊前の氏族集団の底辺を窺い知ることのできる貴重な資料である。この戸籍帳では豊前は上三毛郡（上毛郡）塔里・上三毛郡加目久也里・仲津郡丁里の三つの里（郷）の戸籍だけが、ざつと見ただけで、誰しもが「秦部」と「勝」の氏姓で埋め尽くされていることに驚くだろう。小田の計算によると秦部と勝の氏名の者は、

塔里心は96.1%、加目久也里心は74.3%、丁里心は83.3%と圧倒的多数を占めている。秦部は秦氏の部民であり、勝氏についても「秦氏の配下に属する部民であったとする点では異論はないようだ」という。

これは上毛郡と仲津郡の例だが、下毛郡と宇佐郡にも同様のことが言えよう。勝氏は「——勝」のように上に地名を冠しているので都合がよいのだが、例えば仲津郡丁里に「大屋勝」氏がわずかながら十人いる。これは下毛郡大家の郷の勝氏である。第三図に示した大家郷は大屋勝氏の本拠であつたはずだし、大屋勝氏が多数を占めていたはずである。また『八幡宇佐宮御託宣集』霊巻五に「辛嶋勝乙目為レ祝」「辛嶋勝意布売為レ称宜」と宇佐八幡宮の祝と称宜の名が出てくるが、みな辛嶋勝氏の女巫たちである。辛嶋勝氏は宇佐郡辛嶋の郷を本拠とする氏族であるから辛嶋郷には辛嶋勝氏が多数を占めていたはずである。したがって、上毛郡・仲津郡と同様に、おそらく下毛郡・宇佐郡にも秦氏配下の秦部や勝氏が多数を占めていたことは間違いないだろう。『姓氏録』(山城国諸蕃に、「勝。上勝同祖。百济国、人多利須々之後也。」とあるように、勝氏も百济系であつた。豊前国は百济系の秦氏族集団の本拠であつたと言つてよい。

『用明紀』(二年四月)に、天皇の病氣治療のため「豊国

法師」を宮中に招き入れる記事が見えるが、『姓氏録』(和泉国神別)の「巫部連」の条にも雄略天皇の病氣の時「豊国奇巫」を招き入れて治療させ、その功によつて巫部連の姓を賜つたという記事が見える。雄略紀、少なくとも用明紀には豊国法師が宮中にすでに入つていたと見ている。「豊国の奇巫」は「豊国の法師」のことだろう。つまりそれは、神仏習合の豊国の「巫部連」のことであり、その医術を奇なりとしたのである。『統紀』大宝三年九月廿五日の条に、「施ニ僧法蓮ニ豊前ノ国ノ野四十町ヲ。褒ニ聖醫ヲ也。」とあり、同養老五年六月三日の条には、「詔シテ曰。沙門法蓮ハ、心住ニ禪枝ニ、行居ニ法梁ニ。尤モ精ニ醫術ニ、濟ニ治民ノ苦ニ。善哉若ノ姓ヲ。」とある。豊国の法師(奇巫)と呼ばれてきた者たちは、ここで初めて僧の法蓮として名が出る。「醫」は巫が医療を司つたことによる字であるから、法蓮は医術にたくみな巫僧であつたことになる。これはその呪術的医術の功を賞されて、豊前の野四十町を与えられ、三等以上の親族が宇佐君の姓を賜つたというのだから、大変な褒められようである。

豊前国は仏教の公伝以前に最も早くに仏教が入つた地域として諸家に注目されており、秦氏など帰化系集団との関わりが指摘されている。それは密教呪術的な巫僧集団の活

躍の場でもあった。⁽²¹⁾上毛・下毛・宇佐郡の考古学的成果からも豊前の神仏習合が相当に早い時期に行われていたことは間違いない。西郷信綱はその神仏習合がこの地方の「八幡神発生」の基盤になった⁽²²⁾と言っている。

とすれば、このような豊前の神仏習合の垣塙の中から出た巫僧が、その医術によって朝廷と深く結びつき、三等以上の親族が宇佐君の氏姓を賜ったということは、宇佐八幡神が朝廷と結びつく大きな契機になったと思われる。中野幡能の言う原始八幡神から応神天皇の神格付与による応神八幡神への変容は、おそらくこのことと無縁ではなからう。しかも神仏習合の成熟したこの豊前国は秦氏の本拠でもあった。僧法蓮は始めから宇佐氏だったのではなく、秦氏またはその配下の氏族の出だったのではないか。宇佐氏を名のる者が一人もいない大宝二年の戸籍帳からもそう考えるのがむしろ自然であろう。それはつまり、秦氏系の氏族から新たに宇佐君が出たということにほかならない。平野邦雄が、「秦氏が帰化氏族としては不可解なほど神祇信仰に密着していた⁽²³⁾」という指摘は、その意味で注目される。したがって、八幡神を秦氏の氏神とする半田康夫の説も無視するわけにはいかないだろう。

『雄略紀』(十二年十月)に、采女を姦したと疑われた木工の記事が見える。天皇が死刑にしようとしたとき秦酒公

が琴を弾き語りつつそれが冤罪であることを悟らせ赦免させる話なのだが、ここには秦酒への天皇の信頼ぶりがよく出ている。また同紀十五年の条には「秦造酒」とあり、次いで「秦酒公」とあるから「公」は尊称と解される。同条にはこの秦酒について「仕^き於天皇」。天皇愛寵之。」と記されていて、秦酒への天皇の寵愛ぶりがわかるが、ここではそれが他氏に分散していた秦の民を集めて秦酒に賜わるという具体例で語られている。秦酒はそれに応えて百八十種の多くの勝氏を率いて庸調の絹や鎌を奉獻して朝廷にうづたかく積み上げたというのである。これは朝廷と秦氏との関係の親密さ豊かさを示す一典型と言えるだろう。

とすればそこには、このように朝廷につくし愛された秦氏の豊かな本拠地の風景が重なって来ざるを得ない。言うまでもなくそれは、豊前の分間浦に臨む扇状地の風景である。豊の国の実り豊かなその条里制水田に象徴される風景には、秦氏とその部民集団の集落がイメージされていたはずであり、神仏習合した国家守護の八幡神の清浄な空間が広がっていたはずなのである。(以下次号)

〈注〉

- 1 拙著『万葉集卷十五の研究―連作歌巻論―』。以下、拙著はすべてこれ指す。

- 2 平野邦雄「秦氏の研究(一)―その文明的特徴をめぐって―」『史学雑誌』70の3・4。
- 3 佐伯有清「新撰姓氏録の研究」『考證篇第五』の一七三頁。
- 4 佐伯有清(注3)の一七三・一七四頁。
- 5 瀧川政次郎『万葉律令考』二六〇・二六一頁。
右に同じ。
- 6 『後漢書』「倭国伝」や『魏志』「倭人伝」に記された「持衰きい」の例もある。
- 8 直木孝次郎『日本古代の氏族と天皇』「土師氏の研究」。
- 9 前川明久「土師氏と埴化人」『日本歴史』二五五号。
- 10 柳田国男全集20所収。
- 11 友松孝行「分間の浦考」『万葉』88号。
- 12 吉井巖『万葉集全注・卷十五』一四七頁。
- 13 兼子俊一「大分県下の条里遺構」『大分県地方史』4号。
- 14 『吉富町史』第二編第一章4「軍団の鎮」所引。
- 15 小田富士雄『九州古代文化の形成』(歴史時代・韓国篇)第三部第三章の2。
- 16 小田富士雄『九州考古学研究』(歴史時代篇)第二部第六章の1。
- 17 『中津市史』二一四頁。
- 18 『大日本古文書』卷一、および『寧楽遺文』上巻所収。
- 19 小田富士雄(注16)の第二部第四章の3。
- 20 右に同じ。
- 21 中野幡能『八幡信仰史の研究』第二部第一章「八幡神宮寺」。
- 22 西郷信綱「八幡神の発生」(中野幡能編『八幡信仰』所収)。
- 23 中野幡能(注21)の序論、および第一部第一章第二章。
- 24 平野邦雄(注2)の論文。
- 25 半田康夫「秦氏とその神」『歴史地理』82の3。